

第1回葛飾区子どもの権利委員会 議事録

I 日時：令和6年10月31日（木）午後2時～4時

II 場所：葛飾区役所新館7階 705会議室

III 出席者

1 【出席委員10人】

佐藤（ま）委員、永野委員、佐藤（あ）委員、天羽委員、江良委員、塩成委員、矢作委員、荻原委員、武内委員、高荷委員、

2 【欠席委員2人】

中野委員、本木委員

3 【事務局】

子育て支援部長、児童相談部長、子ども・子育て計画担当課長、児童相談課長、他担当職員

4 【傍聴者6人】

IV 次第

1 開会

2 子育て支援部長挨拶

3 委員紹介

4 事務局紹介

5 議事

- (1) 委員長及び副委員長の選出
- (2) 葛飾区子どもの権利委員会の運営について
- (3) 葛飾区子どもの権利条例について
- (4) 子どもの権利に関連する区の現状、取組について
 - ア 子どもの権利に関する普及啓発の取組
 - イ 葛飾区子どもの権利擁護事業
 - ウ 子どもの権利に関する調査結果

6 閉会

V 配付資料

第1回葛飾区子どもの権利委員会次第

【資料1】第1期葛飾区子どもの権利委員会委員名簿

【資料2】第1期葛飾区子どもの権利委員会の運営について

【資料3】葛飾区子どもの権利条例

【資料4-1】子どもの権利に関する普及啓発の取組

【資料4-2】葛飾区子どもの権利擁護事業

【資料4-3】子ども権利に関する調査結果

VI 議事要旨

1 開会

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

- ・委員会設立後、初回の会議となるため、議事（1）委員長及び副委員長の選出までは、委員長に代わって事務局が進行を務める旨を伝達する。

事務局

- ・傍聴人に注意事項を伝達する。
- ・区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達する。
- ・委員の出欠状況について報告し、会議開催の定足数に達している旨伝達する。
- ・Web会議併用開催の注意事項を伝達する。
- ・配付資料の確認をする。

2 子育て支援部長挨拶

子育て支援部長

《挨拶》

3 委員紹介

《各委員挨拶》

4 事務局紹介

《事務局挨拶》

5 議事

(1) 委員長及び副委員長の選出

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

葛飾区子どもの権利委員会設置要綱の規定により、委員長は学識経験者のうちから区長が指名すること、副委員長は委員の互選により定めます。

委員長は、学識経験者のうち、子ども家庭福祉分野に見識が深く、子ども家庭福祉行政実施体制の在り方を研究テーマとされている佐藤まゆみ委員にご就任いただきます。

《佐藤委員挨拶。他委員拍手》

引き続き、副委員長の選任を行います。副委員長は互選となっています。いかがいたしましょうか。

佐藤委員長

私からご提案してよろしいでしょうか。社会的養護を必要とする子どもの権利擁護や当事者参画に豊富な見識をお持ちの永野委員に副委員長としてサポートいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

《永野委員了承。他委員拍手。》

(2) 葛飾区子どもの権利委員会の運営について

委員長

それではここから進行を代わらせていただきます。議事(2) 葛飾区子どもの権利委員会の運営について、事務局から説明願います。

事務局

《資料2 説明》

委員長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

《質疑なし》

特にないようですので、以上で議事(2) 葛飾区子どもの権利委員会の運営について、を終了いたします。

(3) 葛飾区子どもの権利条例について

委員長

続きまして、議事(3) 葛飾区子どもの権利条例について、事務局から説明願います。

事務局

《資料3 説明》

委員長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

永野委員

貴重な条例ができていますので、子どもたちにどのように伝えているか教えてください。

リーフレットを作成されているということですが、リーフレットを用いた普及啓発の方法について教えてください。

事務局（子ども・子育て計画担当課 担当職員）

令和5年度にリーフレットを作成し、区内小中学校、私立中学校を含めて、1人1枚行き渡るように配付しました。令和6年度は新小学1年生に対して同様に増刷して配付しました。

リーフレットは配付のみという現状です。来年度以降はタブレットでリーフレットが見られるようになるので、学校と調整して道徳の授業と併せてご活用いただけるようお願いをしていきます。

子どもたちへの啓発については、現在、子どもの権利に関する絵本、デジタル紙芝居、学習用動画を作成しており、次年度から使えるように準備を進めています。

永野委員

リーフレットはデジタル版も含めて、ぜひご家族にも届くようになると良いと思います。

塩成委員

具体的にどう検証していくのか伺いたいです。検証するに当たって、子どもの権利条例を認識しているか、権利自体の中身の理解度も検証対象になってくるのか、併せてお伺いします。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

この後に紹介する子ども世論調査で認知度などは測っています。今後はそれに限らず、様々な方法で検証する必要があり、方法についても、委員会の中でご提案をいただきながら、やっていきたいと思っています。

矢作委員

家庭で居場所がない子どももいます。リーフレットの配付やタブレットの活用での啓発との話がありましたが、子ども本人に届かないことや低学年には理解が難しいという懸念がありますので、今後、学校での講演等をしていただけたら嬉しいと思います。小学校PTA連合会として、保護者への案内や情報発信はご協力できるので連携していきたいと考えています。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

ご提案いただきましたことも含めて、検討を進めていきたいと思っています。

佐藤（あ）委員

子どもたちが、子ども権利についてどのように学んでいくか、という議論になったので、私からも

意見を述べたいと思います。先ほどあったように、リーフレットを配られただけ、絵本を紹介されただけだと、子どもたちが子どもの権利について学ぼうとはならない可能性があります。学校のカリキュラムに、どのように子どもの権利を学ぶということを組み入れていくかということが重要だと思っています。ユニセフのホームページを見ると、子どもの権利を生かした学級づくり、学校づくりについて、子どもたちが体験的に学びながら、どうつくりあげるかという事例が載っていますので、参考にしながら、カリキュラムの中に組み込むということも考えないといけないと思ったところです。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

教育との連携に関しては、調整を進めていきたいと思います。物を配って終わりではなかなか伝わらないというのはおっしゃる通りです。いかに自分事として捉えていくかという点については、しっかり考えて、普及啓発に努めていかななくてはと思っています。

委員長

条例の2ページ、言葉の意味のところで、「これらの人と等しく権利を認めることが適当である人」と併記されていますが、どういった方をイメージして書いているのか確認させていただきたいです。

リーフレットを作成して、基本的には小中学生に配付しているということですが、18歳未満まで全て含むということであれば、小さな子どもにも、発達段階に合わせて伝える工夫について、どのように考えているか、今後の予定も含めて教えてください。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

こども基本法の中で、年齢制限を設けずに心身の発達の過程にある者と規定がされており、それに倣って記載をしています。

小さな子どもへの普及については、絵本やデジタル紙芝居が今年度やっていく第一歩です。その先の次年度以降の取組については、皆さんに意見をいただきながら検討を進めていきたいと思っています。まずは、今年度作る物を使って普及啓発できればと思います。

永野委員

11ページの第5章の2「区は子どもが権利を侵害され、又は不利益を受けた場合等において、救済の体制構築を…」と書かれていますが、具体的にはどのようなフローになるのか教えてください。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

資料4-2 葛飾区子ども権利擁護事業というところで説明させていただきます。

永野委員

リーフレットに、権利侵害があった場合は、子どもがどのようにアクションを起こせるか、窓口や具体的な動きも載せていただくと良いと思いました。

委員長

保護者と子ども向けに、リーフレットを通じての普及啓発は行われていますが、区民、地域社会の構成メンバーにこの条例の意義や大事にしていることを理解していただくことはとても大切なことだと思いますが、区民向けの広報はどのような形で取り組まれていますか。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

大人向けのリーフレット以外では、直接子どもの権利についてお知らせする場面をご用意いただきました。今年度は、私が地域の様々な活動をされている皆さんがいる場所や青少年委員の集まりにお招きいただいて、子どもの権利についてお話させていただきました。大人の方に知っていただくために、権利条例をお示ししつつ、具体的な事例も交えながら子どもの権利について身近に感じていただくような取組を行っています。

また、今年度、子ども権利に関する職員、区民向けの研修を考えています。より広く知っていただくための取組を進めたいと考えています。

委員長

よろしいでしょうか。以上で議事（3）葛飾区子どもの権利条例についてを終了いたします。

（4）子どもの権利に関連する区の現状、取組について

ア 子ども権利に関する普及啓発の取組について

委員長

続きまして、（4）ア 子ども権利に関する普及啓発の取組について、事務局から説明願います。

事務局

《資料4-1 説明》

委員長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

塩成委員

意見表明ができるツールについて、現状の取組の確認と、どれくらい機能しているかについてお伺いしたい。私の認識では、ホームページと電話で意見表明ができる機会が確保されていると思いますが、現状では何件問合せが来ているか教えてください。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

おっしゃる通り、ホームページと電話です。今のところ、実績としてはありません。

子ども向けホームページや、普及啓発をする中で窓口を知らせていくことで少しずつ増えていくと思っています。現状、区のホームページの中の分かりにくいところに意見表明フォームがあるという

のは課題だと思っていますので、子ども向けホームページを作成し意見を出しやすいように作っていくということを考えています。

塩成委員

認識ができてよかったです。

個人的に感じたことですが、ホームページや電話だとなかなか意見を伝えることが難しいと感じています。ホームページを変えていくということですが、待ち受ける形になっていて、取組自体を知らない、そもそもサービスにアクセスができない状況になっていると思います。

現状のホームページを拝見しましたが、気軽に使いづらいと思います。入力項目も多くて、例えば住所、生年月日など細かいことを入力しないといけない。必要だから設定しているとは思いますが、低年齢の子ができるかというところではない。保護者に頼らざるを得ず、保護者に言えないことを相談する場合は難しいと思います。フォームの中に記載する情報自体も、何を入れればいいのか判断するのが難しいと思います。子どもの権利に関する理解度、これは権利侵害に当たるかもしれないということを自覚した上で入力するというステップも必要になります。普段、ちょっともやもやした、気になるということをキャッチする媒体としては、ハードルが高いと思います。

普段、私は区内で子どもの居場所や学習支援を行う団体の職員でもあります。居場所や学習支援に来ている子どもたちから拾える声がたくさんあると感じています。

ホームページも重要ですが、多様な意見表明の機会を確保できると良いと思っています。意見表明支援員が子どもの居場所にアウトリーチして、意見表明の支援を行うという形もあると思いますし、居場所にいる大人が代弁する形で伝える、それが意見表明支援員なのか、権利擁護委員なのか、そこは判断できませんが、そういう、出向いて声を拾う形ができると、子どもたちが意見を伝えやすくなると思いましたので、意見として伝えさせてください。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

ホームページの入力項目が多い点や使いづらい点はおっしゃる通りかと思います。これから構築するフォームについては、ご指摘を踏まえて、意見が入りやすい形を模索していきたいと思っています。

その他ご提案いただいたことについては、今後の意見表明支援、子どもから直接以外でも様々な形という点は、事務局として検討を進めていきたいと思っています。

矢作委員

職員向け、区民向けの研修は、実際に研修に参加されないと、啓発が進んでいかない、浸透していかないという事例があるかと思います。今後、どのように区民向けに発信するか、どのくらいの規模で行うことを想定しているかをお伺いします。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

広くお伝えするというところでは、リーフレットやホームページがありますが、なかなかそれだけ

ではというところがあるので、ピンポイントで伝える、直接対話できる機会をというところで、研修を考えています。来年度以降は、今年度やってみた反省を生かしながら規模なども考えていきたいと思います。

高荷委員

上の子が、リーフレットをもらっていますが、振り返ったときにリーフレットをもらって自分の子どもと会話をしたかというとできていないのが現状です。特に学校はお便りがたくさん届くので、その中に1枚リーフレットが入っているだけだと、なかなか親も忙しさにまかしてフォーカスを当てることができなかつたりすると思います。また、リーフレットを受け取っただけだと、第一声どういう会話をしようという発想がしづらいというのがあります。子どもの一番傍にいるのは親である可能性が高いので、親に子ども権利に関する意識を理解してもらって親を巻き込むということができるのではないと思いました。学校視点ですが、毎月、学校公開があるので、その授業で子どもの権利に関することをやっていただくと、子どもを見るついでに授業の内容を知ることができ、それをきっかけに話をすることができるので、そういう形で親を巻き込めると良いと思いました。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

子どもに対するアプローチも重ねていきたいのですが、保護者に対する意識啓発も重要な部分だと思っています。1つアイデアをいただきましたが、今後の委員会で様々なご提案をいただき、事務局としてもどのような形で広めていけるかというところ皆様と検討できればと思います。ありがとうございます。

永野委員

子ども向けのホームページができたら、ぜひタブレットにリンクが貼られると良いと思いました。そこで相談できるのはとてもシンプルになると思います。

もう1点、多言語対応をおそらく想定されていると思いますが、1年以内は難しくても、数年の間では対応できると良いと思います。外国にルーツがあるご家族の中では情報が届きにくいと思いますので、他部局の力を借りてできると良いと思います。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

多言語対応についても、当初は予算的なものがございますので、追ってできるように進めていければと思います。

委員長

先ほど高荷委員がおっしゃったように、リーフレットについては活用の仕方を合わせてお伝えすることがとても大事だと思いました。どんな場面で使っていただくのがいいのか、どんなところを大事に子どもに伝えてもらうといいかですとか、そういうことを保護者の方にもお伝えすることはとても

大事なんだなと感じさせていただきました。

永野委員が、多言語の対応を挙げてくださいました。同時に障害がある子どもの意見表明についても大変重要なことでもありますし、児童発達支援だけでなく、療育に繋がっていないがそこに情報を届けていくということも大事なので、リーフレットをこのままお渡しするのはなかなか伝わりにくいのかと思います。障害の特性に合わせて情報をお伝えできるような方策をできれば考えていただきたい。

相談に結び付くときに、小さな子どもの場合は、ホームページにアクセスをして入力をしてというのは難しいと思います。気持ちを聴いて欲しいとか、自分にどんな感情があるかなかなか表出が難しいけど、でも伝えたいことがあるというのは、やはりホームページで表現するのは難しいと思います。こういった汲み取り方についても、発達段階を考慮してもらいながら、こういった形なら相談に結び付きやすくなりそうか、相談の仕方というか、キャッチの仕方の工夫が必要かなと思っておりました。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

多言語以外にも、様々な特性に合わせてという点は、現状できていない部分かと思いますが、事務局で検討させていただければと思います。さらに小さな子どもに対しては、ホームページで終わりというわけにはいかないと思いますので、どう拾っていくかということも、引き続き検討させていただければと思います。

委員長

よろしいでしょうか。以上で（４）ア 子どもの権利に関する普及啓発の取組についてを終了いたします。

イ 葛飾区子どもの権利擁護事業について

委員長

続きまして、（４）イ 葛飾区子どもの権利擁護事業について、事務局から説明願います。

事務局

《資料４－２ 説明》

委員長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

武内委員

一例ですが、月１回開かれる校長会での情報ですけれども、子どもたちの相談機関は様々、複数あり、子どもたちが自由に、思ったところに相談をして、それが深刻な内容の場合もあると思いますが、学校の方に「調査をしてください」とフィードバックがあったのが、相談があった日から半年が経っていた。半年間放置されていたということです。大事なものは、スピード、対応力だと思います。いかに短いスパンで事案に対して対応していけるかが勝負になると思う。この事業の場合、どれくらいでフィードバックされて子どもに還元されたり、現場サイドに情報が下りてきて対応ができるかということ

ころをお伺いしたい。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

直ちに意見表明支援員に依頼して、なるべく早い段階で子どもに話を聴きに行くというところはスピード感をもって行っております。子どもから意見を聴いた上で、調整が入ってまいりますので、一概に時間は提示できませんが、緊急性がある場合もありますので、すぐに意見を聴きに行くというところは対応しているところです。

永野委員

武内委員のご指摘、大事なところです。

意見表明支援員の国の構築や都の構築でも、どのくらい動きやすさが担保できているかというところはずっと議論になっているところです。最終的な報告に時間がかかるのはさておき、急いで対応する必要があることは、子どものもとにすぐ届くような形を確認していただきたい。どのくらいかかっているかというのは統計的な確認をされるのが良いと思います。

意見表明支援員の仕組みが、本人から意見表明があって動くというのは「もう意見表明できているよね」という形。そもそもできない、難しい子どもたちのところに、特に措置中の子どもたちには、オプトアウトという形で子どもが拒否しない限りは全件行くというのが昨今の流れであり、特に一時保護中の子どもたちには必ず行くという形が今の主流かと思います。敢えて、区が待って、意見表明が行われた後に行くという形にちょっと違和感がありました。

事務局（児童相談課長）

児童相談所の一時保護中の子どもについては、定期的に第三者委員の方にご意見を聴いていただいています。その意見をケースワーカーとも共有して処遇に反映させていくという対応をさせていただいております。児童養護施設に入所中の子どもの意見表明については、今後子育て支援部と児童相談部で対応を考えていくところです。一時保護中の子どもは保護ということで権利制限もありますので、意見を聴く大切さは開設当初から考えており第三者委員の対応を行っているところです。

永野委員

都とは逆の方向をとられています。第三者委員は措置中の子どもたち、アドボケイトは一時保護のところにまずは入っていると思います。なぜかという、アドボケイトの方が養成のプログラムが国で規定されていて、それをやらないと任命されないのではないかと思います。第三者委員は養成要件が一般的にはないと思う。それは、こちらでは第三者委員の養成をされた上で派遣されているのですか。

事務局（児童相談課長）

第三者委員については、弁護士の方に引き受けていただいております。養成を受けているわけではな

いですが、実際の様子として、子どもの意見を相当丁寧に聴いてくれているので、仕組みとしては理想的には動いていると考えています。永野委員がおっしゃるようなアドボケイトの正式な動きの中ではないので、そのあたりも今後どうしていくか考えていく必要があると思っています。

永野委員

ぜひ、改めて整理していただくといいと思います。国が想定している意見表明支援員とはちょっと違う動きをされていると思います。弁護士であればいいというわけではなく、アドボケイトであればいいというわけでもないですが、その資質というところをどう担保するかというのはとても大きなところだと思います。一時保護中は、かなり将来のことに不安な時期なので、どうやって保障するかというのは本当に重要なところだと思います。

権利擁護調査員というのはオンブズマンですか？

事務局（子ども・子育て計画担当課 担当職員）

権利擁護調査員は、オンブズマンではありません。あくまで、児童福祉審議会で審議を行うための調査を行う役割となっています。

永野委員

相談が増えてくると、うまく進まないことも増えると思いますので、将来的には、オンブズマンの役割が出てくるかもしれないので、またご検討いただくといいと思います。

佐藤(あ)委員

子どもの権利擁護事業について、国で出されている事業については、措置されている子どもが特に対象だったと思いますが、それに限らず区内の子どもたち全員にやるという姿勢についてはとても良いと思いました。その上で、特に子どもの権利が侵害されやすい施設にいる子ども等に対して、この事業の啓発を含めてどう実施していくかというのはとても重要だと思います。まさに永野委員がおっしゃったとおり、施設を訪問して子どもたちの声を聴いていくという取組についても、より一層広がっていったらいいと思います。

その上で、意見表明支援員の独立性の辺りは、どのように担保されているか教えてください。もう1点は、意見表明等支援と同時に児童相談所が意見聴取等措置をすることも書かれていると思いますが、児童相談所でどのような取組をされているか教えていただきたいです。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

意見表明等支援員については、葛飾社会福祉士会に委嘱をお願いしている。区の外部に委嘱をしているという部分での独立性があるととらえています。

事務局(児童相談課長)

児童相談所では、私の気持ちシートというのを使って子どもたちの意見を聴き、援助方針会議でも確認しながら行っています。課題としては、措置中の子どもに対するアドボケイトの部分は今後の検討となります。

永野委員

独立性の問題で言うと、第三者委員は児童相談所が委嘱している、児相側の人になってしまうので、国の言う意見表明支援員の中立、独立という部分で引っかかってしまうというところは懸念の一つとして加えさせていただきます。

委員長

一時保護所の子どもに対して、アドボケイトが、オプトアウトがない限りは皆さんにアプローチしていくのはとても大事だと思います。同時に、意見表明をサポートするところで、意見の形成をできるような形で関係を作っていくこともアドボケイトにとってはとても大事な役割だと思いますので、意見を聴きに行くということだけではないということをどこかに明記しておいていただくのが必要なことかと思います。

対応のフロー図のところで、調査審議を必要とする場合としない場合は、何を基準に区分されているのか教えてほしいです。何かに位置付けられているようでしたら、それを教えていただけたらありがたいです。

事務局(子ども・子育て計画担当課長)

子ども本人と話をして、希望があるかないかというところを判断基準にしています。希望があれば審議会にかけるという形でフローを整理しています。

委員長

児童福祉審議会に諮ることを子どもが決めるというのは、大変高度なことだと思います。審議会に諮るということがどういうことか理解できることもとても大事だと思うし、子どもが決めるのはハードルが高いと思います。この辺りはアドボケイトが話を聴く中で大人の側で判断をする、子どもが一定の年齢でそれを希望するというのであればもちろん良いと思います。必要かどうかは子どもに委ねるのは難しいと思うので、ここには丁寧な配慮が必要だと思います。これは意見として伝えさせていただきます。

永野委員

児童福祉審議会のところは本当に難しいところで、今後児相がどんどんケースが増えていく中で活用が進んでいく可能性があります。権利擁護部会に子ども本人が出てくるということをきちんと保障することというのがガイドラインに示されていると思います。その場にアドボケイトや権利擁護調査

員が同席して発言をサポートするということも組み込むように言われていると思いますので、そこも見えるといいと思います。なかなか難しいことかと思いますが、子ども本人が児童福祉審議会に申し立てることもできるようになっているはずですので、そういったフローもあると書かれると良いと思います。いかにここを活用していくかというのが、大事だと思います。

委員長

よろしいでしょうか。以上で（４）イ 葛飾区子どもの権利擁護事業についてを終了いたします。

ウ 子どもの権利に関する調査結果について

委員長

続きまして、（４）ウ 子どもの権利に関する調査結果について、事務局から説明願います。

事務局

《資料４－３ 説明》

委員長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

塩成委員

私が所属している団体としては、子どもの権利の普及はぜひ頑張っていきたいと思っていますので、引き続き一緒に、区だけがやらなければならないことではないと思いますので、団体としての活動もやっていきたいと、この結果を見て改めて思いました。調査対象について確認ですが、小学５～中学３年生ということですが、子どもの権利の対象から行くと限定的かなと思ひまして、高校生だとか、下の年齢の子も含めて、子どもに対しての調査は今後実施する予定がありますか。先ほど申し上げた通り、子どもの居場所等での調査をする想定などはありますか。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

子ども世論調査は、別の部署でやっている取組の中に、子どもの権利の設問を設けさせていただいたという形です。我々の方で、この対象以外の方に、現状お聴きできていることはないです。今後、別の対象や、同じ対象の方に次の年も聴いて経年を追っていくことも、含め様々なやり方が必要だと思います。先ほど様々なアイデアをいただきましたが、我々として、その対象にアプローチをして、認知度や認識をうかがっていくことができればと思います。

高荷委員

子ども世論調査の結果で、あなたが夢や希望に向かってチャレンジできる環境は整っていますかという質問で、どちらかといえば整っていない、不十分であるという回答が９％くらいあると思いますが、整っていないと感じる理由を記述してもらっていたりしますか。どういうときにそう感じるのかと疑問に思いました。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

理由の表記については設問として求めているので、中身についてはわかりかねるという状況です。

高荷委員

もし機会があれば、そういう理由も、年齢が高くないと書けないと思いますが、聴いてみてもらえると良いと思います。

区民モニターの結果で、子どもの話を聴くことができているかという質問で「できていない」と回答した方の理由を尋ねているところの結果を見て、私も働いているので、毎日じっくり子どもと話しているわけではないですが、時間ではないと私自身は思っていて、子どもとの対話の質の方が大事になってくると考えると、子どもの権利を守るということを意識した子どもとのコミュニケーション、具体的にどうやったらそれができるかというのがわかったり、トレーニングができるきっかけがあると良いと思いました。日常の会話でも、私はなるべく、どういう風感じたかを意識的に聴くようにしていますが、ちょっとした毎日の出来事で、ちょっと繰り返すだけでも、子どもが自分はどういう気持ちがあるんだとか、こういう風に思うんだなというのが、子ども自身が理解できてちょっとずつ自分で言葉にできるようになっているなど感じているので、あまり仰々しくやるより、日々のちょっとした会話で子どもの気持ちや意見を引き出せる関わりが大人もできるというのが伝えられると良いと思いました。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

権利が大事ということだけ言っても伝わらない部分だと思いますので、具体的な事例を交えつつ、そんなに難しい話ではないというのを捉えていただけるように、我々としても考えていければと思います。

永野委員

区民モニターの方々の子どもの権利条例の認知度が低いのがすごく残念だなと。他の自治体の委員をしていると、子どもの権利条例を作るって素晴らしい、そんなに簡単でないことに取り組まれて無事に成立されているので、区の誇らしいものの一つだと思うので、もっと皆さんに知ってもらいたいですよね。どうすればいいのかアイデアはないのですが、皆さんの大事な誇りの一つにしてほしいなと本当に思います。

荻原委員

子ども世論調査の3項目で、あなたはこれまでに葛飾区に意見を伝えたいと思ったことはありますかというところで、「あります」が17.7%でしたが、私はこれは極めて健全な反応なんじゃないかと思いました。つまり、今まで意見を伝えたいと思うほど、不平不満はありませんということも考えられると思います。これは胸を張っていいことだと思います。ただし、17.7%を軽んじるのではなくて。

今日の話に参加して、私、高荷委員と学校の校長ということもあって感じる範囲がすごく似ていたのですが、子どもという0歳から18歳、先ほどの説明ではそれに類する方も含めるとなると、非常に多様な対応を考えなくちゃいけないということに改めて気づかされました。今回の調査はよく覚えているのですが、子どもたちの端末を活用して、区が子どもたちにも聴くという英断をして実施をしたものですので、限定的なものではあるがこの条例の中にある子どもというのをカバーしていくということを考えているんだなというのを改めて感じています。学校でも言いたいことはない8割というのは喜びながら今後も維持していきたいと思いました。

委員長

今回、権利委員会の中にも当事者としての子どもは参加していないわけで、できるだけ子ども本人に聴く機会を担保していただきたいと希望させていただきます。もちろんアンケートでもよろしいのですが、アンケートで見えることは数しかありません。ですので、アンケートを取ったら、直接話を聴かせてもらって、どういうことが数字の背景にありそうかということを考えていくことも併せて必要かと思っています。今後の課題になるかもしれませんがぜひご一考いただいて、企画の中に入れていただけると嬉しいです。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

条例を作る段階でも、様々な手法で子ども本人に直接ヒアリングする機会も設けてまいりました。委員会に直接子どもをとという例もあると思いますが、我々としてはアンケートで数字を追う以外に直接声を聴いていくというのは続けていきたいと思っておりますので、この権利委員会と並行してやっていければと思います。どんなことを具体的に聴くかなど皆様にも共有させていただきながらやっていければと思います。

事務局（子育て支援部長）

子どもの意見を直接聴くという部分では、なるべく多くの子どもにという部分と、さらに深度を深めていくという聴き方と、様々な対象、やり方があると思っております、庁内で主要な計画をそれぞれの部署で作っていますが、その時に必ず関係するところは子どもの意見を聴くという取組の仕組みができています。その中でも、アンケート方式から直接インタビューをしていくような手法を、我々の方で各部署に助言をしながら、昨年度指針をまとめたところもありますので、そういったものを活用しながら、多くの子どもの意見を聴き、さらに施策に反映させていくという取組を進めていきたいと考えています。

委員長

大変心強いことだと思います。子どもの意見を聴いて、施策に反映したらフィードバックをすることまでをセットにしていけないといけないと思っておりますので、そういった観点を大事にさせていただけること大変ありがたく思います。

塩成委員

今触れられた、子ども施策に対して子どもの声を反映させるという点についてもう少し伺いたい。子ども・若者総合計画や社会的養育推進計画の策定が進んでいると思いますが、それらの計画においては、どのような子どもたちに対して、どのように声を聴いているのかお伺いしたい。

事務局（子ども・子育て計画担当課長）

子ども・若者総合計画では、今素案を作成してありますが、素案ができた段階でパブリックコメントを実施し、同じタイミングで子どもたちの声を聴いていければと思います。

具体的には、児童館の利用者、子ども食堂等地域の団体に関わりのある子どもに直接話を聴く場が設定できないか、現在調整中です。また、今年度、区長と子どもの意見交換会という形で小学5年生を対象に2校ピックアップして意見交換する場を設定します。その中で、子どもから区の取組に対して意見をもらいたいと考えていますので、計画に関わる部分は反映したいと考えています。

事務局（児童相談課長）

社会的養育推進計画については、児童養護施設と里親、ファミリーホームに措置している4年生以上の子ども、ある程度意思が出せる子どもでないかとアンケートが厳しいかと判断して4年生以上とさせていただいたのですが、アンケートを実施していると同時に、インタビューもさせていただいております。区内の児童養護施設と里親家庭、区の一時保護所に入所中の子ども、母子生活支援施設に入っている子どもにご協力いただいて9名の方にインタビューをさせていただきました。良いところや、改善してほしいところ、将来に支援してもらいたいこと等を丁寧に聴かせていただいたところで、計画に反映させていただければというところです。

塩成委員

子ども・若者総合計画に関しては、地域の子どもが意見表明できる機会があるのは魅力的だと思います。一方で、その児童館にいる子だけ、特定の子だけに計画策定の意見表明できる機会があるというのは、もう少し広げられると良いと個人的には思っています。国の取組で言うと、「子ども若者意見プラス」という事業があって、その中で子どもがモニター制になって、施策に関する意見を伝えられますよと広く募集があって、そこに応募した子がプラスメンバーという形で各取組について意見をくださいと定期的に連絡が来て、こども家庭庁に行ったり、アンケートなどいろいろな方法で意見を聴く機会を設けていたりする。県レベルだと群馬県もそのような取組をしている。可能であれば葛飾区でもモニター制、広く開かれた場を作り、子どもたちの声を施策に反映させていくということができればいいのかなと思いました。

委員長

よろしいでしょうか。以上で（4）ウ 子どもの権利に関する調査結果についてを終了いたします。

4 閉会

委員長

本日は、円滑なご審議にご協力いただきまして、ありがとうございました。
ご質問やご意見等なければ、本日はこれで閉会とさせていただきます。
長時間のご協力、ありがとうございました。